

施設利用上の規則

【係留施設】

- (1) 許可を受けた船舶以外の船舶の係留は、禁止します。
- (2) 決められた係留スペース（許可番号、荷役用）以外への係留は、禁止します。
- (3) 荷役用の一時係留場所は、共用の場所です。長時間の係留は、禁止します。
- (4) 栈橋への係留操船時は、最徐行でお願いします。
- (5) 常時の係留にあたり、各船に割り当てられた係留金物以外のものを使用しないでください。また、係留金物の移動、取り外し、増設等を管理者（高知県高知土木事務所長（以下同じ））に無断で行なわないでください。
- (6) 係留金物以外の箇所に管理者に無断で係留ロープを結んだりしないでください。
- (7) 管理者に無断で施設の改造を行なうことは、禁止します。
- (8) 施設内への車両の進入を禁止します。
- (9) 施設内では火気の使用を禁止します。
- (10) 施設内での遊泳を禁止します。
- (11) フロートは、発泡スチロールでできています。鋭利なものでの衝撃や、タバコの投げ捨て等の行為は、破損や火災の原因となりますので注意してください。
- (12) 栈橋上には、燃料やオイル等をこぼさないように注意してください。万一こぼれた際は、布等ですぐに取り除いてください。
- (13) 栈橋は、利用者の方々の共同施設です。他の利用者の通行障害となるような荷物等を放置しないでください。
- (14) 栈橋のデッキ材には、滑り止めのスリットが施されていますが、雨の日は通常時より滑りやすくなりますので注意してください。
- (15) 栈橋のデッキ材は、木材でできていますし、誘導灯もあります。重たいものを落とす等の行為は、破損の原因となりますので、注意してください。
- (16) 栈橋係留杭のガイドローラー部は、足等を詰める危険がありますので、注意してください。
- (17) 船舶及び利用者の安全管理は、その利用者が各自で責任をもってください。
- (18) 当施設で係留許可を受けた遊漁船業者及び観光遊覧船業者等が乗客の乗降に施設を使用することを禁止します。

【便所・駐車場】

- (1) カードキーは貸与品です。裏面の記載事項を守り、大切に使用してください。
- (2) カードキーを紛失した場合等に追加配布する経費は、個人負担となります。
- (3) 便所及び駐車場は、利用者の方々の共同施設です。施設の破損に繋がるような行為は、厳に慎むと共に、ゴミは必ず持ち帰る等、周辺の美化に努めてください。
- (4) 荷役用の駐車スペースへの長時間の駐車は、禁止します。
- (5) 施設利用時以外の駐車場の利用は、禁止します。

【その他】

- (1) 連絡橋の下は、航行禁止です。
- (2) 放置禁止区域内での航行は、徐行でお願いします。特に、係留施設南側直角カーブ付近の航行時は最徐行でお願いします。
- (3) 浦戸新橋の桁下高はD.L.=4.5mです。航行の可否の判断は各自でお願いします。
- (4) 浦戸新橋下は、一部水深が浅くなっています。橋桁の表示に注意して、交互通行でお願いします。
- (5) 風速 10m 以上、波高 0.7m 以上、視程 500m 以下及び強風、波浪注意報及び暴風、波浪警報発令時は、出航しないでください。
- (6) 事故発生時は、高知県高知土木事務所 ☎088-882-8141 までご連絡ください。